

にこにこサービス介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第

1 有限会社にこにこサービス
条 山口県長門市西深川 338-1

（目的）

第2条 介護サービスの評価・調査を通じて福祉に関わる中で必要な知識及び、技能を修得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

は

、（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下、研修という。)を実施する。
の 介護福祉士実務者研修

事2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。

業3 受講期間は原則として開講日から修了日までを最短6ヶ月間とする。

者 ※過去に次の研修を受講した者については、実務者研修の全課程を修了すれば
（ 在籍期間が6月未満でも実務者研修の修了証を発行することができるよう、
以下 指定基準における修業年限を6月以上から1月以上に短縮するものとする。

、 当 ア 訪問介護員養成研修（1～3級） イ 介護職員初任者研修

法 ウ 介護職員基礎研修 エ 喀痰吸引等研修

オ その他上記に掲げる課程に準ずる課程

人

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

い にこにこサービス介護福祉士実務者研修通信課程
う

。（研修会場）

第5条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。

が 1. 山口県長門市西深川 1768 番地

実施する。 にこにこサービス長門会場

2. 山口県下関市大字田倉 801 番地

にこにこサービス下関会場

3.山口県山口市朝田流通センター601-3

山口県流通センター 山口会場

4.山口県周南市鼓海2丁目118番地24

周南地域地場産業振興センター 周南会場

5.山口県岩国市玖珂町5330番地

玖珂こどもの家 岩国会場

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。

- (1) 年末年始
- (2) 夏期休業
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(受講対象者)

第7条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 演習を含む全ての課程を独力で修了することが可能な者とする。

(受講者の選考)

第8条 受講選考実施規定によって選考し、決定通知を送付する。受講選考実施規定は次のとおりとする。

- (1) 有限会社にこここサービス指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名の上申し込む。この際、「訪問介護員養成研修1級課程修了証明書(写)」「訪問介護員養成研修2級課程修了証明書(写)」「初任者研修修了証明書」「介護職員基礎研修修了証明書(写)」「認定特定行為業務従事者認定書(写)」も併せて添付する。但し、定員に達した場合は受付終了とする。
- (2) 有限会社にこここサービスは申し込み書類を確認した上、受講者の決定を行い、決定通知と共に受講料等支払いのための書類を受講者宛に送付する。

(入学時期)

第9条 入学の時期は随時とする。

社会の理解 I		5		5							
社会の理解 II		30		30		30		30			
介護の基本 I		10		10							
介護の基本 II		20		20				20			
コミュニケーション技術		20		20		20		20			
生活支援技術 I		20		20							
生活支援技術 II		30		30							
介護過程 I		20		20							
介護過程 II		25		25		25		25			
介護過程Ⅲ(スクーリング)	45		45		45		45		45		
発達と老化の理解 I		10		10		10		10			
発達と老化の理解 II		20		20		20		20			
認知症の理解 I		10		10		10					
認知症の理解 II		20		20		20		20			
障害の理解 I		10		10		10					
障害の理解 II		20		20		20		20			
こころとからだのしくみ I		20		20							
こころとからだのしくみ II		60		60		60		60			
医療的ケア		50				50		50		50	50
医療的ケア講義・演習(スクーリング)	16				16		16		16		16
合計	450 時間 +医療的ケア講 義・演習		400 時間		320 時間 +医療的ケア 講義・演習		320 時間 +医療的ケア 講義・演習		95 時間 +医療的ケア 講義・演習		50 時間 +医療的ケア 講義・演習

(受講の手続き)

第 15 条 受講料は受講決定通知が届いてから原則10 日以内に納入しなければならない。10 日以内に納入が確認できない場合は、当法人は受講辞退として取り扱うことができる。

2 分割納入を希望する受講予定者は、あらかじめその旨を当法人に申し出た上で行うことができる。分割回数は下表の通り 3 回分割のみとし、納入期日と金額は当法人の指定に従うこととする。

原本は当法人が保管し、受講生には控えとしてコピーを渡す。

回数	期日	無資格者	喀痰吸引等研修 修了者	ヘルパー2級・初任 者研修有資格者	ヘルパー1級有 資格者	介護職員基礎研 修課程
1回目	当法人が指定する日まで	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	20,000円
2回目	開講日より2ヶ月以内	40,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円
3回目	開講日より4ヶ月以内	40,000円	30,000円	30,000円	20,000円	10,000円

- 3 事前の連絡なく受講生が納入を期日までに実行しない場合、当法人は受講を取り消すことができる。

(受講料の返還)

第16条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当社規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講2日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(受講生の本人確認)

第17条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証明書の写しを添付し受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。
- (2) 受講生はスクーリング初日に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認をする。

(研修カリキュラム)

第18条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラム、科目の免除については、本紙第14条のとおりとする。

(教職員組織)

第19条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 専任教員
- (3) 講師（介護過程Ⅲ）
- (4) 講師（医療的ケア）

(5) 講師（課題添削）

(6) 事務職員

(使用教材)

第20条 使用する教材は下記のとおりとする。

実務者研修テキスト（日本医療企画）

(通信学習の実施方法)

第21条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法 受講生はテキストに沿って自己学習し、当法人の定める期日までに各科目毎にレポートを提出する。

(2) 評価方法

各レポート評価は70点以上を合格とする。70点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第22条 面接授業は次の方法で実施する。

(1) 面接授業は指定された日に当法人研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は毎回出席簿にサインする。

(2) 面接授業に出席するためには、当法人の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。

2 評価方法

面接授業の全日程に出席した者に対し、指導教員・事務職員の報告に基づき、その成績を評価する。

(在籍期限)

第23条 在籍期限は2年を超えることはできない。

(退学・休学・復学)

第24条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し許可を得なければならない。

2 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者

は、休学届にその他事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、校長の承認を受けなければならない。

休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

- 3 第1項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを校長が確認した時に復学することができる。

（賞罰）

第25条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

（懲戒処分）

第26条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者
 - (2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
 - (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者。
 - (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者
 - (5) 在籍期限を超過した者
 - (6) その他当研修の受講生として著しく不適切な言動が認められる者
- 2 前項の事由によって、校長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

（欠席者の取り扱い）

第27条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

- 2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第23条に定める在籍期限を超過しないこととする。当法人はあらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

（補講について）

第28条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期コースにて補講（振替・受講）を受けることによって当該科目に出席したものとみなす。

この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

(修了認定方法)

第29条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料等未納がない者に対し、科目ごとに①事前通信学習、②演習中レポート及び実技の習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価し、判断する。評価基準はA：90点以上、B：80～89点、C：70～79点、D：69点未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講者が修了者として認められる。

(修了証明書等の交付)

第30条 修了を認定された者(第28条による)は、当研修において修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第31条 修了証明書の紛失等があった場合は修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として1,000円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当法人に来社するものとする。

(個人情報保護)

第32条 当法人が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当社の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第33条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第34条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

第35条 この学則は、平成29年 10月 1日より施行する。